

目次	令和五年法律第六十七号 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押 収物に記録された性的な姿態の影像に係る 電磁的記録の消去等に関する法律
第一章 総則（第一条）	第一章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰
第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰 （第一条～第七条）	第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰 （第一条～第七条）
第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じ た物を複写した物等の没収（第八条）	第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じ た物を複写した物等の没収（第八条）
第四章 押収物に記録された性的な姿態の影像 に係る電磁的記録の消去等	第四章 押収物に記録された性的な姿態の影像 に係る電磁的記録の消去等
第一節 通則（第九条）	第一節 通則（第九条）
第二節 消去等の措置（第十条・第十二条）	第二節 消去等の措置（第十条・第十二条）
第三節 消去等の手続（第十二条～第二十一 条）	第三節 消去等の手續（第十二条～第二十一 条）
第四節 消去等の実施等（第二十二条～第二 十五条）	第四節 消去等の実施等（第二十二条～第二 十五条）
第五節 不服申立て等（第二十六条～第三十 四条）	第五節 不服申立て等（第二十六条～第三十 四条）
第六節 消去等に係る裁判手続の特例（第三 十五条～第三十八条）	第六節 消去等に係る裁判手續の特例（第三 十五条～第三十八条）
第七節 雜則（第三十九条～第四十二条）	第七節 雜則（第三十九条～第四十二条）
第八節 嘲諷（第四十三条～第四十五条）	第八節 嘲諷（第四十三条～第四十五条）
附則	附則
第一章 総則 (性的姿態等撮影)	第一章 性的な姿態を撮影する行為等の 処罰
第二章 性的な姿態を撮影する行為等の 処罰 (性的姿態等)	第二章 性的な姿態を撮影する行為等の 処罰 (性的姿態等)
第三章 性的な姿態を撮影する行為により 生じた物を複写した物等の没収	第三章 性的な姿態を撮影する行為により 生じた物を複写した物等の没収
第四章 押収物に記録された性的な姿態の 影像に係る電磁的記録の消去等	第四章 押収物に記録された性的な姿態の 影像に係る電磁的記録の消去等
第一節 通則	第一節 通則
第二節 消去等の措置	第二節 消去等の措置
第三節 消去等の手續	第三節 消去等の手續
第四節 消去等の実施等	第四節 消去等の実施等
第五節 不服申立て等	第五節 不服申立て等
第六節 消去等に係る裁判手續の特例	第六節 消去等に係る裁判手續の特例
第七節 雜則	第七節 雜則
第八節 嘲諷	第八節 嘲諷
附則	附則
第一章 総則 (性的姿態等撮影)	第一章 性的な姿態を撮影する行為等の 処罰
第二章 性的な姿態を撮影する行為等の 処罰 (性的姿態等)	第二章 性的な姿態を撮影する行為等の 処罰 (性的姿態等)
第三章 性的な姿態を撮影する行為により 生じた物を複写した物等の没収	第三章 性的な姿態を撮影する行為により 生じた物を複写した物等の没収
第四章 押収物に記録された性的な姿態の 影像に係る電磁的記録の消去等	第四章 押収物に記録された性的な姿態の 影像に係る電磁的記録の消去等
第一節 通則	第一節 通則
第二節 消去等の措置	第二節 消去等の措置
第三節 消去等の手續	第三節 消去等の手續
第四節 消去等の実施等	第四節 消去等の実施等
第五節 不服申立て等	第五節 不服申立て等
第六節 消去等に係る裁判手續の特例	第六節 消去等に係る裁判手續の特例
第七節 雜則	第七節 雜則
第八節 嘲諷	第八節 嘲諷
附則	附則

イ 人の性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいふ。以下このイにおいて同じ。）又は人が

2 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(性的影像記録保管)

第四条 前条の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万元以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。
(国外犯)
第七条 第二条から前条までの罪は、刑法第三条の例に従う。

第三章 性的な姿態を撮影する行為により
生じた物を複写した物等の没収

第八条 次に掲げる物は、没収することができ

二 第二条第一項又は第六条第一項の罪の犯罪行為により生じた物を複写した物
二 私事性的画像記録の提供等による被害の妨
る。

<p>二 姿態</p> <p>刑法第百七十六条规定第一項各号に掲げる行為又は事由その他のこれらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為</p> <p>三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乘じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為</p> <p>四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為前項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>前二項の規定は、刑法第百七十六条规定及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。(性的の影像記録提供等)</p>	
<p>二 姿態</p> <p>刑法第百七十六条规定第一項各号に掲げる行為又は事由その他のこれらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等の影像送信をする行為</p> <p>三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等の影像送信をする行為</p> <p>四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像(性的の影像記録に係るもの)を除く。以下この号において同じ。)の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為</p> <p>第五条第一項の規定は、刑法第百七十六条规定及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。(性的の姿態等影像記録)</p>	
<p>二 姿態</p> <p>刑法第百七十六条规定第一項各号に掲げる行為又は事由その他のこれらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為</p> <p>三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乘じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為</p> <p>四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為前項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>前二項の規定は、刑法第百七十六条规定及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。(性的の影像記録提供等)</p>	
<p>二 姿態</p> <p>刑法第百七十六条规定第一項各号に掲げる行為又は事由その他のこれらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等の影像送信をする行為</p> <p>三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等の影像送信をする行為</p> <p>四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像(性的の影像記録に係るもの)を除く。以下この号において同じ。)の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為</p> <p>第五条第一項の規定は、刑法第百七十六条规定及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。(性的の姿態等影像記録)</p>	

罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録（同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。次条第一項第二号及び第十条第一項第一号口において同じ。）が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録物（同法第二条第二項に規定する私事性的画像記録物をいう。第十条第一項第一号口において同じ。）を複写した物。

前項の規定による没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをすることができる。ただし、犯人以外の者に属する物であつても、犯罪の後にその者が情報を知つて保有するに至つたものであるときは、これを没収することができること。

第四章 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等

第九条 この章において「対象電磁的記録」とは、次に掲げるものをいう。

一 次に掲げる対象性的姿態等又は性的姿態等の影像を記録した電磁的記録

イ 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる行為により生成された電磁的記録に係る対象性的姿態等

ロ 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録する行為により生成された電磁的記録に係る対象性的姿態等

ハ 第二条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録に係る性的姿態等

年の保護事件の記録及び証拠物を閲覧し、及び
謄写することができる。

第十四条 檢察官は、第十二条前段又は前条第三項前段若しくは第七項前段の規定による領置をしたときは、その目録を作成し、所有者、所持者若しくは保管者（同条第一項若しくは第四項に規定する刑事被事件の係属する裁判所又は同条第二項若しくは第五項に規定する家庭裁判所を除く。）又はこれらの者に代わるべき者に交付しなければならない。

（対象領置物件の保管等）

第十五条 檢察官は、第十二条前段又は第十三条第三項前段若しくは第七項前段の規定により領置した物（以下「対象領置物件」という。）のうち、運搬又は保管に不便な対象領置物件について、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができること。

2 保管上危険を生じるおそれがある対象領置物件は、廃棄することができる。（消去等決定）

第十六条 檢察官は、消去等措置をするときは、第二十三条第五号に掲げる場合を除き、あらかじめ、るべき措置の内容を明らかにして、その旨の決定（以下「消去等決定」という。）をしなければならない。

（消去等決定及び消去命令の名宛人並びに聴聞の特例等）

第十七条 消去等決定又は第十一條の規定による命令（以下「消去命令」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対するものとする。

一 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去等決定をする場合 当該電磁的記録が帰属する者その他の権利者

二 対象領置物件を廃棄する措置をとる旨の消去等決定をする場合 当該対象領置物件の所有者その他の権利者

三 消去命令をする場合 第十一条に規定する者

2 檢察官は、消去等決定又は消去命令をするときには、行政手続法（平成五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定にかかるらず、聴聞を行わなければならない。

3 前項の規定による聴聞を行う場合における行政手続法第十五条第四項及び第二十二条第三項による交付をしないことができる。

の規定の適用については、同法第十五条第四項中「（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措

置をとる」とあるのは、「を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する」と、同項及び同法第二十二条第三項中「当該措置を開始した」とあるのは、「掲示を始めた」とする。

4 第二項の規定による聴聞を行う場合において、行政手続法第十八条第一項に規定する当事者は、同項に規定する資料中対象姿態が記録された部分については謄写を求めることがで

きない。

5 檢察官は、第二項の規定による聴聞を行つた後、消去等決定又は消去命令をすることが必要であると認めるときは、遅滞なく、消去等決定又は消去命令をするものとする。

6 檢察官は、第一項第一号又は第二号に定める者が複数である場合において、これらの者の一部を知ることができないときは、これらの者に該当する旨を二週間以内に申し出るべき旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。この場合において、検察官は、当該期間を経過したときにこれらの人として判明している者について第二項の規定による聴聞及び消去等決定を行えば消去等措置を実施することができる。

7 第二項の規定による聴聞を行つた場合における行政手続法第三章第二節の規定に基づく処分又はその不作為について、第二十六条の規定による審査の申立てをすることができない。（対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写）

第十八条 檢察官は、第十一条第一項第二号又は

一 前項の申出をした者が対象電磁的記録ではない電磁的記録を複写する他の記録媒体を提供しないときその他同項の規定による交付に供しないときその他の事由により、複写を提供する検察官の指示に従わないとき。

二 技術的理由その他の事由により、複写をすることが困難であると認められるとき。

三 前二号に定めるもののほか、前項の申出が権利の濫用と認められるとき。

四 檢察官は、第一項に規定する者が同項の申出をするに当たり、必要があると認めるときは、その者に対し、対象領置物件に記録されている電磁的記録を確認する機会を与えるものとする。

5 檢察官は、第一項の規定により複写すべき電磁的記録の範囲は、消去等決定において定めるものとする。

6 檢察官は、前条第一項の申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録であるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該申出をした者に対し、期間を定めて、当該申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録ではないことの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該申出をした者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該申出に係る電磁的記録は対象電磁的記録とみなす。（消去等決定及び消去命令の方式等）

7 第二項の規定により複写すべき電磁的記録の範囲は、消去等決定において定めるものとする。（合理的な根拠を示す資料の提出）

第十九条 檢察官は、前条第一項の申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録であるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該申出をした者に対し、期間を定めて、当該申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録ではないことの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該申出をした者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該申出に係る電磁的記録は対象電磁的記録とみなす。（消去等決定及び消去命令の方式等）

第二十条 消去等決定及び消去命令は、書面でしなければならない。

1 檢察官は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に前項の書面の謄本を送達しなければならない。

一 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去等決定をした場合 第十七条第一項第一号に定める者

二 対象領置物件を廃棄する措置をとる旨の消去等決定をした場合 第十七条第一項第一号に定める者

三 消去命令をした場合 第十七条第一項第三号に定める者

2 前項の規定にかかるらず、送達を受けるべき者の所在が知れないときは、その他第一項の書面の謄本を送達することができる。（対象領置物件の還付等）

つて前項の規定による送達に代えることができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による送達があつたものとみなす。（権利者を知ることができない場合の公告）

第二十一条 檢察官は、第十七条第一項第一号又は第二号に定める者を知ることでできないときは、消去等決定をすることができないときは、その旨及び六月が経過してもこれらの者が判明しないときは消去等措置を実施することができないことを政令で定める方法によって公告しなければならない。

第四節 消去等の実施

第二十二条 消去等措置は、検察官が実施しなければならない。

1 当該消去等措置に係る消去等決定について第二十六条の規定による審査の申立てがなくて同条第一項（第一号に係る部分に限る。）に規定する審査の申立てをしてることができる期間を経過したとき。

2 当該消去等措置に係る消去等決定の取消しの訴え及び当該消去等決定に係る第二十九条第一項第一号から第三号までに定める裁決の取消しの訴えの提起がなくてこれらの取消しの訴えを提起することができる期間を経過したとき。

3 前号に規定する取消しの訴えに係る請求を棄却する判決が確定したとき。

4 前三号に掲げる場合のほか、当該消去等措置に係る消去等決定をした後、当該消去等措置の対象とすべき対象電磁的記録が帰属する者又は対象領置物件の所有者その他の権利者が、消去等措置を実施することに同意したとき。

5 第十七条第一項第一号又は第二号に定める者が判明することなく第二十二条の規定による公告をした日から六月が経過したとき。

第二十四条 檢察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、対象領置物件を還付しなければならない。

1 前項の規定にかかるらず、検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、対象領置物件を還付しなければならない。

第十四条	第十八条 第三項	第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求書	次条に規定する審査請求書	求録取書	審査申立書
第五項	第二十二 条第一項	第二十一 条第三項	第二十一 条第二項	第二十一 条第一項	第二十一 条第一項
録取書	審査請求書又は再調査の請求書	審査請求書を提出した、又は処分庁に對し当該事項を陳述した。	審査請求書又は審査請求書を提出した、又は処分庁に對し当該事項を陳述した。	審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述する。	審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述する。
審査請求書又は再調査の請求書	審査請求書を提出した、又は処分庁に對し当該事項を陳述した。	審査請求書を提出した、又は処分庁に對し当該事項を陳述した。	審査請求書又は審査請求書を提出した。	審査申立書	審査申立書

2

(訴訟との関係)
第三十三条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴えは、当該処分等についての審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができない。

第三十二条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等については、審査請求をることができます。

二 撮影対象者等である参加人 準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類の写しのうち対象姿態等(当該参加人(当該参加人が第九条第二項各号に定める者の法定代理人である場合にあっては、当該同項各号に定める者)のものを除く。以下この号において同じ。)が記載された部分又は準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書面のうち対象姿態等が記載された部分

2 前項において読み替えて準用する行政不服審査法（以下この項において「準用行政不服審査法」という。）第三十八条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるものについて交付を求めることが能够い。
一 審査申立人又は参加人（次号に掲げる者を除く。）準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類の写しのうち対象姿態等が記載された部分又は同項に規定する書面のうち対象姿態等が記載された部分

第五十一 条第四項	一項若しくは第二 項若しくは
当該書類 参加人及び処分庁 等（審査庁以外の 処分庁等に限る。）	当該書面若しくは 当該書類
参加人	当該書類

項	第一百三十 三条第二	定 訟法の規 る民事訴 読み替え る字句
申立て等をする者又はその法定代理人（以下この章に	前項	読み替えられ る字句
（以下この章に		
等をいう。以下	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第三十五条第一項	読み替える字句

十九条第一項各号に定める裁決に関する国を被告とする訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第九条第一項に規定する取消訴訟を除く。）について準用する。この場合において、第三十五条第二項の表のうち第百三十三条第五項の項の下欄中「仮差押え」とあるのは、「仮差押え、仮処分」と読み替えるものとする。

（最高裁判所規則への委任）

第三十八条 この節に定めるもののほか、前三条の規定の実施に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第七節 雜則

（管轄区域外における職務）

第三十九条 檢察官及び検察事務官は、この節の規定による調査のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

（調査等）

第四十条 檢察官は、第二十六条第一項各号に掲げる处分等又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決をするため必要があると認めるときは、次に掲げる調査をすることができる。

一 第十七条第一項各号に定める者その他の関係人に對して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求ること。

二 対象領置物件の錠を外し、封を開き、対象電磁的記録を確認し、その他必要な処分をすること。

三 対象領置物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託すること。

検察官は、消去命令に従つて対象電磁的記録の消去がされたかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、第十七条第一項第三号に定める者その他の関係人に對して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求ることができる。

検察官は、検察事務官に前二項の規定による調査をさせることができる。

第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(法務省令への委任) 保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行うことを妨げない。

第四十二条 この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するための手続その他必要な事項は、法務省令で定める。

第八節 賞罰則

第四十三条 消去命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項の申出をするに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

二 第四十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書その他の物件を提出せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした文書その他の物件を提出したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。ただし、第四章及び附則第三条から第六条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(刑法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条及び次条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における第二条から第六条までの規定の適用については、これらの規定(第二条第二項及び第三項、第五条第二項及び第三項並びに第六条第二項を除く。)中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

第三条 附則第一条ごとく規定する規定の範

る第四十三条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する経過措置)

第四条 第四章の規定は、当該規定の施行の際現に検察官が保管している押収物についても適用する。

(聴聞の特例に関する経過措置)

第五条 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十七条第三項の規定は、適用しない。

(消去等に係る裁判手続の特例に関する経過措置)

第六条 一部施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（次項において「民事訴訟法施行日」という。）の前日までの間における第三十五条第二項の規定の適用については、同項の表のうち第一百三十三条の二第二項の項中「申立て」とあるのは「申立てにより」と、第一百三十三条の四第一項の項及び第一百三十三条の四第二項の項の中欄中「前条第一項」とあるのは「前条」とする。

その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求」とする。

2 一部施行日から民事訴訟法施行日の前日までの間における第三十六条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「又は対象電磁的記録若しくは」とあるのは「又は」と、「第一百三十三条第三項に規定する訴訟記録等」とあるのは「第一百三十三条の二第二項に規定する訴訟記録等」と、「又は当該対象電磁的記録若しくは」とあるのは「又は」と、「係る部分であつて対象姿態等が記録された」とあるのは「記録された対象姿態等に係る」と、「訴訟記録等の閲覧等」（同法第一百三十三条第三項に規定する訴訟記録等の閲覧等をいう。第三項において同じ。）の請求のうち閲覧の請求以外」とあるのは「訴訟記録等の贈写」、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第三項中「訴訟記録等の閲覧等の請求（閲覧の請求を除く。）」とあるのは「訴訟記録等の贈写、